

岩手県告示第323号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成25年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成25年9月4日(水)午前10時から

(2) 場所 盛岡地域交流センターマリオス 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号

2 受験手続 受験申込書を平成25年6月24日(月)から同年7月5日(金)までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者にあつては岩手県県央保健所、県外に住所を有する者にあつては岩手県環境生活部県民くらしの安全課）に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部県民くらしの安全課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。